

第9回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年12月25日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1 番 廣瀬女公美 委員	2 番 清水 幸治 委員	3 番 菅原 雄一 委員
4 番 熊坂 隆雄 委員	5 番 志賀 忠浩 委員	6 番 大畑 礼子 委員
8 番 中川 浩幸 委員	9 番 佐藤 泰正 委員	10 番 稲場 洋二 委員
11 番 金子 靖 委員	12 番 佐藤 裕司 委員	13 番 瀬戸 賢成 委員
14 番 二谷 幸裕 委員	15 番 浅野 徳昭 委員	16 番 伊藤 まり 委員
17 番 野村 照明 委員	18 番 福西 範 委員	19 番 成田 俊英 委員
20 番 松下 裕幸 委員		

(以上 19名)

4. 欠席者 7 番 樋口 英樹 委員 21 番 吉澤しのぶ 委員

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾	次長 高山 直樹	次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美	杉野 恵	熊野 香苗

(以上 6 名)

会議録署名委員の指名	19 番 成田 俊英 委員
	20 番 松下 裕幸 委員

6. 議事日程 会期決定について 令和 6 年 12 月 25 日 (1日)

報告第14号	現況証明願について(市街化区域)
報告第15号	農業経営証明願について
報告第16号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第41号	現況証明願について
議案第42号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第45号	農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第9回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に19番、成田俊英委員、20番、松下裕幸委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
なお、会期は本日12月25日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
報告第14号「現況証明願」について、事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第14号「現況証明願」についてご報告いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他2筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である []氏より現況証明願があり、12月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は []が公衆用道路、 []が建築済地、 []が雑種地でしたので、12月16日、会長専決により証明書を発行いたしました。

次に、表の2番は資料が8ページから10ページにございます。

公簿地目が牧場である、 []の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である []氏より現況証明願があり、12月12日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、12月16日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました報告第14号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に報告第15号「農業経営証明願」について報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の11ページにございます、報告第15号「農業経営証明願」について報告いたします。

今回は、音別地区で1件の申請がございました。

議案書12ページの表の1番は、[]より、12月2日、技能実習生制度申請のため、農業を営んでいることの証明に係る申請がありました。

農地基本台帳で農業経営をしていることを確認しましたので、同日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、1件の農業経営証明願について報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました、報告第15号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の13ページにございます、報告第16号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告いたします。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の申請がございました。

議案書14ページの表の1番は、相続人[]氏より、被相続人[]氏が所有していた、[]、他1筆、面積合計[]㎡の農用地を令和6年8月26日に相続し、所有権を取得したとして、11月19日、その旨の届出があり、11月28日、会長専決により受理書を発行いたしました。

以上、1件の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

事務局
塩田事務局長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第41号「現況証明願」について事務局より説明してください。

それでは、議案書の15ページにございます、議案第41号「現況証明願」についてご説明いたします。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で3件、阿寒地区で1件、音別地区で1件の申請がございました。
議案書16ページの表の1番は、資料が18ページから19ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏より現況証明願がございました。

12月11日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認いたしました。

次に、表の2番は、資料が20ページから21ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]、他4筆、及び公簿地目が原野である []の1筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である、[]より現況証明願がございました。

12月11日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、[]と []が農地採草放牧地以外の雑種地、他4筆が原野であると確認いたしました。

次に、表の3番は、資料が20ページと22ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者の []氏の代理人である、[]より現況証明願がございました。

12月11日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認いたしました。

次に、表の4番は、資料が23ページから24ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他2筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者の []氏より現況証明願がございました。

12月12日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の農業用施設用地であると確認いたしました。

次に、表の5番は、資料が25ページから26ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]、他2筆、面積合計 []㎡の土地について、所有者の []氏より現況証明願がございました。

12月10日、音別地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の山林であると確認いたしました。

以上、5件の「現況証明願」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番から3番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第41号「現況証明願」の1番から3番について、調査報告いたします。

1番は、[]氏が所有する、公簿地目が畑、[]の1筆、[]㎡

の土地についてであります。

12月11日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

次に2番は、 氏が所有する、公簿地目が牧場、 、他4筆、及び、公簿地目が原野、 の1筆、合計 ㎡の土地についてあります。

12月11日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、 と は雑種地、その他は原野であることを確認いたしました。

次に3番は、 氏が所有する、公簿地目が牧場、 の1筆、 ㎡の土地についてであります。

12月11日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、原野であることを確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、4番の現地調査結果について、調査委員長の大畑礼子委員より報告をお願いします。

委員
大畑委員

議案第41号「現況証明願」の4番について、調査報告いたします。

4番は、 氏が所有する、公簿地目が畑、農振農用地区域にある、 、他2筆、合計 ㎡の土地についてであります。

12月12日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、農業用施設用地であることを確認いたしました。

なお、本件については、農用地区域にある土地であります。現地は、農地採草放牧地以外の「施設用地」のため、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

大畑委員、ありがとうございました。

次に、5番の現地調査結果について、調査委員長の二谷幸裕委員より報告をお願いします。

委員
二谷委員

議案第41号「現況証明願」の5番について、調査報告いたします。

5番は、 氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域にある、 、他2筆、合計 ㎡の土地についてであります。

12月10日、音別地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は、山林であることを確認いたしました。

なお、本件については、農用地区域にある土地であります。現地は農地採草放牧地以外の山林で、農用地として利用されていないと確認いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

二谷委員、ありがとうございました。

それでは、議案第41号「現況証明願」について審議いたします。

委員 委員一同	質問、意見を求めます。 なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第４１号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第４１号「現況証明願」については、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第４２号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の審査」について審議いたします。 事務局より説明してください。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書の２７ページにございます、議案第４２号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の審査」についてご説明いたします。 農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第１８条第１項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。 今回は、音別地区で１件の通知がございました。 議案書２８ページの表の１番は、資料が２９ページから３０ページにございます。 ■■■■氏が所有する、■■■■、他１筆、面積合計■■■■ ㎡の農用地について、借主である■■■■との間で、令和６年１２月２日に合意解約を行い、同日、通知がございました。 以上、１件の「農地法第１８条第６項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議長 野村会長	ただいま説明がありました、議案第４２号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の審査」について審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決いたします。 議案第４２号「農地法第１８条第６項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第42号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請」について事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の31ページにございます、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、音別地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。

議案書32ページの表の1番は、資料が33ページから35ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他24筆、面積合計■■■■
㎡の農用地について、■■■■氏に無償譲渡を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の二谷幸裕委員より報告をお願いします。

委員
二谷委員

議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告をいたします。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他24筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償譲渡による所有権の移転を行うものであります。

12月10日、音別地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしていることから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

二谷委員、ありがとうございました。

それでは、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の36ページにございます、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書37ページの表の1番は、資料が39ページから41ページにございます。

■■■■氏、他1名が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が42ページから45ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他14筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が42ページと46ページから47ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に■■■■円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、3件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、2番については、大畑礼子委員、浅野徳昭委員、佐藤泰正委員が関連する法人の案件でありますので、議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに1番と3番を審議した後に、2番を審議することとします。

それでは、1番と3番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定に

よる農用地利用集積計画の決定」の1番と3番については原案のとおり決定いたしました。

次に2番を審議いたしますので、大畑委員、浅野委員、佐藤泰正委員は退室してください。

(大畑委員、浅野委員、佐藤泰正委員 退室)

議長
野村会長

それでは、2番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番については、原案のとおり決定いたしました。
退室されている大畑委員、浅野委員、佐藤泰正委員は入室してください。

(大畑委員、浅野委員、佐藤泰正委員 入室)

議長
野村会長

次に、議案第45号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書48ページにございます、議案第45号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」についてご説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くことが義務付けられております。

今回は、5件の意見聴取がございました。

議案書49ページの表の1番は、資料が50ページから53ページにございます。

事業主体である[]が所有する[]の1筆、面積[]㎡について、太陽光発電所建設のため、農用地区域より除外するものです。

本件については、12月11日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査及び協議を実施しております。

次に、表の2番は、資料が54ページから57ページにございます。

事業主体である[]氏が所有する[]の内の1筆、

面積 〇〇〇〇㎡について、太陽光発電所建設のため、農用地区域より除外するものです。
次に、表の３番は、資料が５８ページから６１ページにあります。

事業主体である 〇〇〇〇氏が所有する 〇〇〇〇の内の１筆、面積 〇〇〇〇㎡について、太陽光発電所建設のため、農用地区域より除外するものです。

２番と３番については、１２月１２日、阿寒地区の農業委員３名と事務局職員３名で現地調査及び協議を実施しております。

次に、表の４番は、資料が６２ページから６５ページにあります。

事業主体が 〇〇〇〇で、〇〇〇氏が所有する 〇〇〇〇の内の１筆、面積 〇〇〇〇㎡について、植林のため、農用地区域より除外するものです。

次に、表の５番は、資料が６２ページと、６６ページから６８ページにあります。

事業主体が 〇〇〇〇で、〇〇〇氏が所有する 〇〇〇〇の内の１筆、面積 〇〇〇〇㎡について、植林のため、農用地区域より除外するものです。

４番と５番については、１２月１０日、音別地区の農業委員３名と事務局職員３名で現地調査及び協議を実施しております。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について１番の協議結果を、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第４５号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の１番について、調査及び協議の結果を報告いたします。

１番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、〇〇〇〇の１筆、〇〇〇〇㎡の土地について、事業主体である 〇〇〇〇が、太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり、市長より意見を求められたものです。

１２月１１日、釧路地区農業委員３名及び事務局２名で現地調査及び協議をした結果、現地は、農地採草放牧地以外の原野であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更には異存はないものと判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

浅野委員、ありがとうございました。

次に、２番と３番の協議結果を、調査委員長の大畑礼子委員より報告をお願いします。

委員
大畑委員

議案第４５号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の２番と３番について、調査及び協議の結果を報告いたします。

２番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、〇〇〇〇の１筆、〇〇〇〇㎡の土地について、事業主体である 〇〇〇氏が、太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり、市長より意見を求められたものです。

１２月１２日、阿寒地区農業委員３名及び事務局３名で現地調査及び協議をした結果、現地は農地採草放牧地以外の原野であり、農用地として利用されていないと確認

したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

次に3番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[]の内の1筆、[]㎡の土地について、事業主体である[]氏が、太陽光発電所建設事業を行うため、農用地区域より除外すべく、釧路市に申請があり市長より意見を求められたものです。

12月12日、阿寒地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は、農地採草放牧地以外の原野であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

大畑委員、ありがとうございました。

次に、4番と5番の協議結果を、調査委員長の二谷幸裕委員より報告をお願いします。

委員
二谷委員

議案第45号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の4番と5番について、調査及び協議の結果を報告いたします。

4番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[]の1筆、[]㎡の土地について、事業主体である、[]が、植林を行うため、農用地区域より除外すべく、釧路市に申請があり、市長より意見を求められたものです。

12月10日、釧路地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は農地採草放牧地以外の山林であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

次に5番は、農業振興地域整備計画では農地とされている、[]の1筆、[]㎡の土地について、事業主体である[]が、植林を行うため、農用地区域より除外すべく釧路市に申請があり、市長より意見を求められたものです。

12月10日、釧路地区農業委員3名及び事務局3名で現地調査及び協議をした結果、現地は、農地採草放牧地以外の山林であり、農用地として利用されていないと確認したことから、本計画変更に興存はないものと判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

二谷委員、ありがとうございました。

それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議いたしますが、4番と5番については、成田俊英委員が関連する法人の案件でありますので、議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに1番から3番を審議した後に、4番と5番を審議することとします。

それでは、1番から3番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第45号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から3番の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第45号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から3番については、原案のとおり決定いたしました。

次に4番と5番を審議いたしますので、成田委員は退室してください。

(成田委員退室)

議長

野村会長

それでは、4番と5番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第45号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の4番と5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第45号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の4番と5番については、原案のとおり決定いたしました。

退室されている成田委員は入室してください。

(成田委員入室)

議長

野村会長

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 12月 25日

議長 野村 照、明

署名委員 成田 俊英

署名委員 松下 裕幸

